六の二、二〇六の四、二〇七、二〇八の一から二〇八の一〇から二〇八の一六まで、二〇九の三、二〇九の四、二一〇九の六、二一〇の二、二一一の二、二一二の三、二一三の二、二一三の六、二一三の八から二一三の一〇まで、二一三の一二、二一四の三、二一四の六、二一四の八、二一五の四、二一五の五、二二六、二三五の二、二四〇の一、四九一の一六、四九三の三、四九四の四、四九四の五、四九五の二、六三二の八、七三七、七四八、七七一の一、七七二の一、七七三の一、七七四、七七五の一、七七五の二、七七六、七七七の一、七七八の一から七七八の三まで、七七九の一、七七九の八、七八〇の一、七八一の一、七八二の一、七八三の一、七八三の二七、八〇一の五、八〇一の七、八〇一の一一、九二三の一、九二五の一、九二五の三、九三〇の一、九三一の一、九三二の二、九三四の二、九五九の一、九五九の二、九五九の四から九五九の六まで、一〇一三の一、一〇二九、一〇六三、一〇六五、一〇六六の一、一〇六六の二、一〇六七、一〇六九の一、一〇六九の二、一六三一の一、一六三一の四、一六三二、一六三三、一六三三の一、六三三の五から一六三三の七まで、二〇〇一の一、二〇〇二、二〇〇三の一、二〇〇四の一、二〇〇六の一、二〇〇六の四、二一一三の一、二一一四の四、二一二三の一、二一二三の八、二一二三の九、二一二六の一、二一二七の一、二一二七の五、二一二六六の一から二一二六六の三まで、二一六七、二一六八の一、二一六八の三、二一七二の一、二二二四の二、二二三〇、二二七九の一、二二八〇、二二八四、二三九七の一、二三九七の二、二四四四の一、二四四四の二、二四五〇、二四五二、二四五三、二四五六、二四五七、二四五八の一、二六二九の一から二六二九の三まで、二六四〇の一、二六四二の一、二六四三の三まで、二六四五の一、二六四七の一、二六四七の一〇、二六四九の一、二八九九の一、二八九九の二、二九七七、二九七八の二、二九七八の一二、三〇七五、三〇八一、三四四一、三四四二の一、三四四二の二、三四四四、三四四五、三四四七の一、三四五三、三四五四の一、三五〇三の三、三五〇三の二一、三五〇五、三五〇六の一、三五〇六の四、三五〇六の五、三五〇七の一、三五七の一、三六四六の一、三六五一、三六五二の一、三六五四、三六五八の二から三六五八の五まで、三六八〇、三六八七、四〇六五の一から四〇六五の三まで、四〇六六の一、四〇六六の二、四一三九の二、四一三九の三、四一八〇の四、四一八三の四、四九〇二の一、五一二〇の二、五一二〇の三、五一四〇、五一四二の一、五一四二の六、五二一五の二、五二二二の一、五二三三の一、五二三三の三、五二三四の一から五二三四の三まで、五二三五の三まで、五二三六の一から五二三六の七まで、五二四二の二から五二四二の六まで、五二六九の一、五二七〇の一、五三〇一の一から五三〇一の三まで、五三〇一の八、五三〇一の七、五三二六の一、五三二九、川東六一七の七（国有林。次の図に示す部分に限る。）・六一七の五（国有林）、一五一二の二・一五一三の三・一五一八の二・一五一九の四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二四四の一、二四四の二、二四四の四、二四四の七、二四六の一、二四六の二、六一四の一から六一四の四まで、六一七の一から六一七の三まで、一一二八、一一三〇の二、一一三一の二、一一三七の一、一一三七の二、一一四〇の二、一一四〇の三、一四一二、一四一七、一四一八の二、一四二〇の五まで、一四二二の一、一四二二の二、一四三四の一、一五〇〇の一、一五〇〇の二、一五〇四の一、一五〇五の一、一五〇五の二、一五〇六の二、一五〇六の三、一五〇九の一、一五一〇の一から一五一〇の三まで、一五一一、一五一六の二、一五一六の三、一五一七甲の二、一五一九の一、一五二〇の一、一五二〇の二、一五二一の一、一五二二の一、一五二二の二、大谷三〇二の二・三〇二の三・三四五の三六（以上三筆国有林）、三〇一、三〇二の一、三四四、三四五の一一、三四五の一四、三五四の一、三五四の二、三五五の四、三五五の五、三五七〇の一、五七〇の四、五七〇の七、五七〇の八、五九〇の一、六一二の一、六一三、町田二八三の一、二八三の三、二八四の二、二八四の三、二八四の五、二八九の九、二八九の四〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

七の二、三六四六の一、三六五一、三六五二の一、三六五四、三六五八の二から三六五八の五まで、三六八〇、三六八七、四〇六五の一から四〇六五の三まで、四〇六六の一、四〇六六の二、四一三九の二、四一三九の三、四一八〇の四、四一八三の四、四九〇二の一、五一二〇の二、五一二〇の三、五一四〇、五一四二の六、五二一五の二、五二二二の一、五二三三の一、五二三三の三、五二三四の一から五二三四の三まで、五二三五の三まで、五二三六の一から五二三六の七まで、五二四二の二から五二四二の六まで、五二六九の一、五二七〇の一、五三〇一の一から五三〇一の三まで、五三〇一の八、五三〇一の七、五三二六の一、五三二九、川東六一七の七（国有林）、一五一二の二・一五一三の三・一五一八の二・一五一九の四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二四四の一、二四四の二、二四四の四、二四四の七、二四六の一、二四六の二、六一四の一から六一四の四まで、六一七の一から六一七の三まで、一一二八、一一三〇の二、一一三一の二、一一三七の一、一一三七の二、一一四〇の二、一一四〇の三、一四一二、一四一七、一四一八の二、一四二〇の五まで、一四二二の一、一四二二の二、一四三四の一、一五〇〇の一、一五〇〇の二、一五〇四の一、一五〇五の一、一五〇五の二、一五〇六の二、一五〇六の三、一五〇九の一、一五一〇の一から一五一〇の三まで、一五一一、一五一六の二、一五一六の三、一五一七甲の二、一五一九の一、一五二〇の一、一五二〇の二、一五二一の一、一五二二の一、一五二二の二、大谷三〇二の二・三〇二の三・三四五の三六（以上三筆国有林）、三〇一、三〇二の一、三四四、三四五の一一、三四五の一四、三五四の一、三五四の二、三五五の四、三五五の五、三五七〇の一、五七〇の四、五七〇の七、五七〇の八、五九〇の一、六一二の一、六一三、町田二八三の一、二八三の三、二八四の二、二八四の三、二八四の五、二八九の九、二八九の四〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

水主二〇〇四の四・二三九七の四・二四四四の三・二四五八の二・二六二九の四・二六二九の五・二六四〇の三・二六四〇の四・二六四二の二・二六四三の四・二六四三の五・二六四三の七・二六四五の二・二六四七の三・二六四七の六から二六四七の九まで・二八九八の二から二八九八の四まで（以上二十三筆国有林）、一六三一の一、一六三一の四、一六三二、一六三三の五から一六三三の七まで、二〇〇一の一、二〇〇四の一、二二八四、二三九七、二九七七、二九七八の一二、三〇七五、三〇八一、三四四一、三四四二の一、三四四二の二、三四四四、三四四五、三四四七の一、三四五三、三四五四の一、三五〇三の三、三五〇三の二一、三五〇五、三五〇六の一、三五〇六の四、三五〇六の五、三五七の一、三六四六の一、三六五一、三六五二の一、三六五四、三六五八の二から三六五八の五まで、三六八〇、三六八七、四〇六五の一から四〇六五の三まで、四〇六六の一、四〇六六の二、四一三九の二、四一三九の三、四一八〇の四、四一八三の四、四九〇二の一、五一二〇の二、五一二〇の三、五一四〇、五一四二の六、五二一五の二、五二二二の一、五二三三の一、五二三三の三、五二三四の一から五二三四の三まで、五二三五の三まで、五二三六の一から五二三六の七まで、五二四二の二から五二四二の六まで、五二六九の一、五二七〇の一、五三〇一の一から五三〇一の三まで、五三〇一の八、五三〇一の七、五三二六の一、五三二九、川東六一七の七（国有林）、一五一二の二・一五一三の三・一五一八の二・一五一九の四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二四四の一、二四四の二、二四四の四、二四四の七、二四六の一、二四六の二、六一四の一から六一四の四まで、六一七の一から六一七の三まで、一一二八、一一三〇の二、一一三一の二、一一三七の一、一一三七の二、一一四〇の二、一一四〇の三、一四一二、一四一七、一四一八の二、一四二〇の五まで、一四二二の一、一四二二の二、一四三四の一、一五〇〇の一、一五〇〇の二、一五〇四の一、一五〇五の一、一五〇五の二、一五〇六の二、一五〇六の三、一五〇九の一、一五一〇の一から一五一〇の三まで、一五一一、一五一六の二、一五一六の三、一五一七甲の二、一五一九の一、一五二〇の一、一五二〇の二、一五二一の一、一五二二の一、一五二二の二、大谷三〇二の二・三〇二の三・三四五の三六（以上三筆国有林）、三〇一、三〇二の一、三四四、三四五の一一、三四五の一四、三五四の一、三五四の二、三五五の四、三五五の五、三五七〇の一、五七〇の四、五七〇の七、五七〇の八、五九〇の一、六一二の一、六一三、町田二八三の一、二八三の三、二八四の二、二八四の三、二八四の五、二八九の九、二八九の四〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

水主二〇〇四の四・二三九七の四・二四四四の三・二四五八の二・二六二九の四・二六二九の五・二六四〇の三・二六四〇の四・二六四二の二・二六四三の四・二六四三の五・二六四三の七・二六四五の二・二六四七の三・二六四七の六から二六四七の九まで・二八九八の二から二八九八の四まで（以上二十三筆国有林）、一六三一の一、一六三一の四、一六三二、一六三三の五から一六三三の七まで、二〇〇一の一、二〇〇四の一、二二八四、二三九七、二九七七、二九七八の一二、三〇七五、三〇八一、三四四一、三四四二の一、三四四二の二、三四四四、三四四五、三四四七の一、三四五三、三四五四の一、三五〇三の三、三五〇三の二一、三五〇五、三五〇六の一、三五〇六の四、三五〇六の五、三五七の一、三六四六の一、三六五一、三六五二の一、三六五四、三六五八の二から三六五八の五まで、三六八〇、三六八七、四〇六五の一から四〇六五の三まで、四〇六六の一、四〇六六の二、四一三九の二、四一三九の三、四一八〇の四、四一八三の四、四九〇二の一、五一二〇の二、五一二〇の三、五一四〇、五一四二の六、五二一五の二、五二二二の一、五二三三の一、五二三三の三、五二三四の一から五二三四の三まで、五二三五の三まで、五二三六の一から五二三六の七まで、五二四二の二から五二四二の六まで、五二六九の一、五二七〇の一、五三〇一の一から五三〇一の三まで、五三〇一の八、五三〇一の七、五三二六の一、五三二九、川東六一七の七（国有林）、一五一二の二・一五一三の三・一五一八の二・一五一九の四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二四四の一、二四四の二、二四四の四、二四四の七、二四六の一、二四六の二、六一四の一から六一四の四まで、六一七の一から六一七の三まで、一一二八、一一三〇の二、一一三一の二、一一三七の一、一一三七の二、一一四〇の二、一一四〇の三、一四一二、一四一七、一四一八の二、一四二〇の五まで、一四二二の一、一四二二の二、一四三四の一、一五〇〇の一、一五〇〇の二、一五〇四の一、一五〇五の一、一五〇五の二、一五〇六の二、一五〇六の三、一五〇九の一、一五一〇の一から一五一〇の三まで、一五一一、一五一六の二、一五一六の三、一五一七甲の二、一五一九の一、一五二〇の一、一五二〇の二、一五二一の一、一五二二の一、一五二二の二、大谷三〇二の二・三〇二の三・三四五の三六（以上三筆国有林）、三〇一、三〇二の一、三四四、三四五の一一、三四五の一四、三五四の一、三五四の二、三五五の四、三五五の五、三五七〇の一、五七〇の四、五七〇の七、五七〇の八、五九〇の一、六一二の一、六一三、町田二八三の一、二八三の三、二八四の二、二八四の三、二八四の五、二八九の九、二八九の四〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及び東かがわ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十二年五月四日農林省告示第六百七十一号、昭和四十三年十一月十三日農林省告示第千八百二号、昭和四十四年十月二十一日農林省告示第千五百六十八号、昭和四十五年十二月二十三日農林省告示第千九百五十七号、昭和五十二年七月二十六日農林省告示第七百三十五号、昭和五十三年五月四日農林省告示第五百二十二号、昭和五十六年十一月十二日農林水産省告示第七百三十二号、昭和五十七年十一月三十日農林水産省告示第千九百十八号、昭和五十八年三月十九日農林水産省告示第三百七号、昭和五十八年十月十五日農林水産省告示第千六百十九号、昭和六十年五月四日農林水産省告示第六百六十九号、昭和六十一年四月二十一日農林水産省告示第五号、昭和六十一年四月二十一日農林水産省告示第五百九十九号、昭和六十一年十二月十五日農林水産省告示第二千一号、昭和六十二年六月二十四日農林水産省告示第七百六十四号、昭和六十二年七月三十一日農林水産省告示第千七十六号、昭和六十二年八月二十六日農林水産省告示第千八十九号、昭和六十二年八月二十六日農林水産省告示第千百九十号、昭和六十三年五月二十四日農林水産省告示第七百二号、昭和六十三年十月六日農林水産省告示第千五百九十号、平成二年二月十六日農林水産省告示第二百六十九号、平成三年五月五日農林水産省告示第二百八十号、平成四年十二月十七日農林水産省告示第千三百三号、平成六年三月十一日農林水産省告示第五百五号、平成六年五月二十五日農林水産省告示第八百六十一号、平成八年五月八日農林水産省告示第六百六十六号、平成八年五月八日農林水産省告示第六百六十八号、平成八年五月二十四日農林水産省告示第八百二十四号、平成八年十一月六日農林水産省告示第千七百四十一号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）